

社会福祉法人群馬県社会福祉協議会評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、本会定款第10条の規定に基づき、評議員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 評議員が評議員会に出席したときは、報酬として日額4,000円を支給する。

(費用の弁償)

第3条 評議員が評議員会に出席したときは、本会の旅費規程に基づき旅費を支給する。

(報酬等の支払)

第4条 報酬等は、本人の申し出により口座振り込みの方法によって支払う。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 役員・評議員・委員等の報酬及び費用弁償に関する規程（昭和45年3月30日制定）は廃止する。